香川地方最低賃金審議会
第２回　香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会議事要旨

<table>
<tr><td>開　催　日　時</td><td colspan="3">令和元年９月26日　13時23分～14時44分</td></tr>
<tr><td>開　催　場　所</td><td colspan="3">高松サンポート合同庁舎北館　702会議室</td></tr>
<tr><td rowspan="3">出　席　状　況</td><td>公益を代表する委員</td><td>出席３人</td><td>定数３人</td></tr>
<tr><td>労働者を代表する委員</td><td>出席３人</td><td>定数３人</td></tr>
<tr><td>使用者を代表する委員</td><td>出席２人</td><td>定数３人</td></tr>
<tr><td>主　要　議　題</td><td colspan="3">１　香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金について（金額審議）</td></tr>
<tr><td>議　事　要　旨</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

１．主な審議事項

①労使各側より金額改正に関する意見書について補足説明がなされた。

②事務局（香川労働局賃金室）より最低賃金に関する基礎調査結果について説明がなされた。

③香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金額について労働者側、使用者側より金額提示がなされ、根拠等について説明がなされた。

２．労働者側、使用者側の金額提示、根拠

労働者側　第１回提示額　：　945円(＋30円)

根拠　：　香川県の製造業の平均高卒初任給は月額168,400円、時間額にすると969円であり、現行の最賃額（915円）との差54円を2年程度で解消すること、経営環境も昨年とあまり変わっていないこと、地域最賃も上がっていること、船舶との格差解消等を考慮して昨年と同様に＋30円を提示する。

労働者側　第２回提示額　：　945円(＋30円)

使用者側　第１回提示額　：　930円(＋15円)

根拠　：　人手不足、外国人労働者の雇用に係る様々な費用等により、厳しい経営環境であり本音では上げたくないが、それでは通らないと思うので、今のところの上限として＋15円を提示する。

使用者側　第２回提示額　：　930円(＋15円)

労働者側、使用者側共に歩み寄りの様子がうかがえないため、次回の専門部会において引き続き審議することを確認し、散会。